

プラットフォーム規制に関する近時の議論

英知法律事務所
弁護士 森 亮二



目 次

- プラットフォームとは何か
 - マッチング型
 - 非マッチング型
- プラットフォーマーの法的責任
- 政府における近時の検討とそれぞれの守備範囲
- 総務省プラットフォームサービスに関する研究会 中間まとめ

プラットフォームとは何か





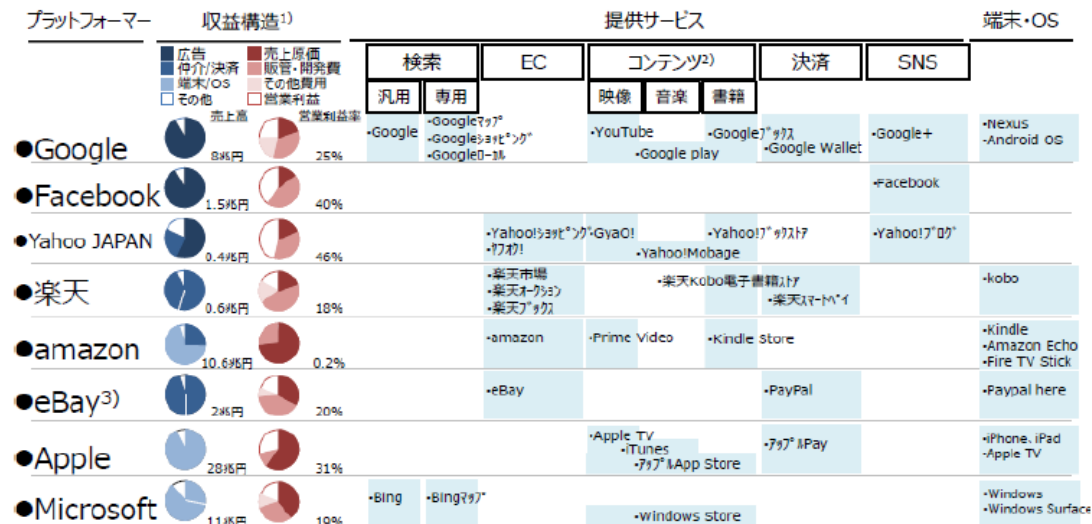
プラットフォームとは何か

- 情報や商品・サービスの流通の基盤・環境を提供するウェブサイトのこと。
- ウェブサイトを運営する事業者が「プラットフォーマー」
- 典型は、
 - 楽天、ヤフー、のようなモール運営事業者（マッチング型）
 - FacebookのようなSNS、掲示板、QAサイト、動画投稿サイト（非マッチング型）
- プラットフォーマー自身は、情報、商品・サービスを提供しない。提供者（店舗、発信者）と受領者（消費者、閲覧者）の間の橋渡しのみ。
- 「platform」の一般的な和訳は、「台」、「舞台」などであるが、ここでのプラットフォームとはまさにそれ。参加者による取引や情報発信の舞台となるものであり、プラットフォーマーは舞台係。
- シェアリングエコノミーは、マッチング型のCtoCプラットフォーム

プラットフォームとは何か

1 オンラインプラットフォームとは

プラットフォームとは、いわゆる取引の基盤環境を提供する事業者であり、オンラインプラットフォームで提供されているサービスとしては、例えば、検索、EC（ショッピングモール、オークション、フリーマーケット）、コンテンツ（アプリマーケット）、決済、SNS等がある。



注) 1. 各社最新の財務諸表より作成。事業年度が異なるため、期間は必ずしも一致しない。
2. ここでは映画、アニメ、ゲームを「映像」と一括りにしている。
3. 2015年7月にeBayとPayPalは分社化している。



非マッチングプラットフォームの留意点

- SNSや動画投稿サイトなど、外見上のサービス(表)は非マッチング。
- もっともビジネスモデルは基本的には広告(裏)であり、こちらは様々なタイプがありうる。
- 外見上のサービス(表)とビジネスモデル(裏)で、論点は異なる。

プラットフォームの法的責任

プラットフォームの法的責任

マッチング型

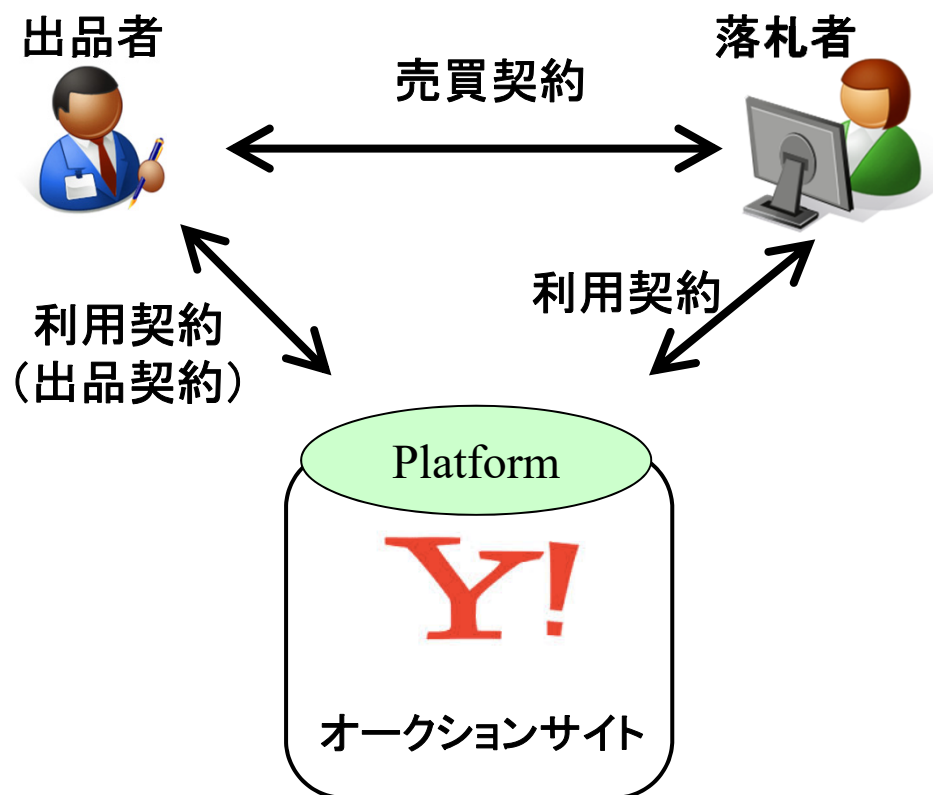
- 2008年 オークション詐欺の被害者がオークションサイトを提訴(名古屋地裁) ⇒最高裁へ
- 2014年ころより、民泊、ライドシェアなどの規制緩和の議論
- 2016年 主にマッチング型を想定したPF法律問題についての初の政府報告書 経産省「第四次産業革命に向けた横断的制度改革研究会 報告書」公表
- 2018年 3省合同「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」が中間論点整理を公表

非マッチング型

- 2000年ころより匿名掲示板の誹謗中傷に関する訴訟が増える。現在に至るまで大きな社会問題に。
- 2016年 DeNAキュレーションサイト問題
- 2018年 個人情報保護委員会がフェイスブック社を行政指導
- 2019年 主に非マッチング型を想定した総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」が中間まとめ案を公表

CtoCオークションの裁判例－対ユーザー①

名古屋地判H20.3.28、名古屋高判H20.11.11、最決H21.10.27



オークションサイトで詐欺にあった被害者が、サービスに問題があったとしてオークション事業者を提訴した事案



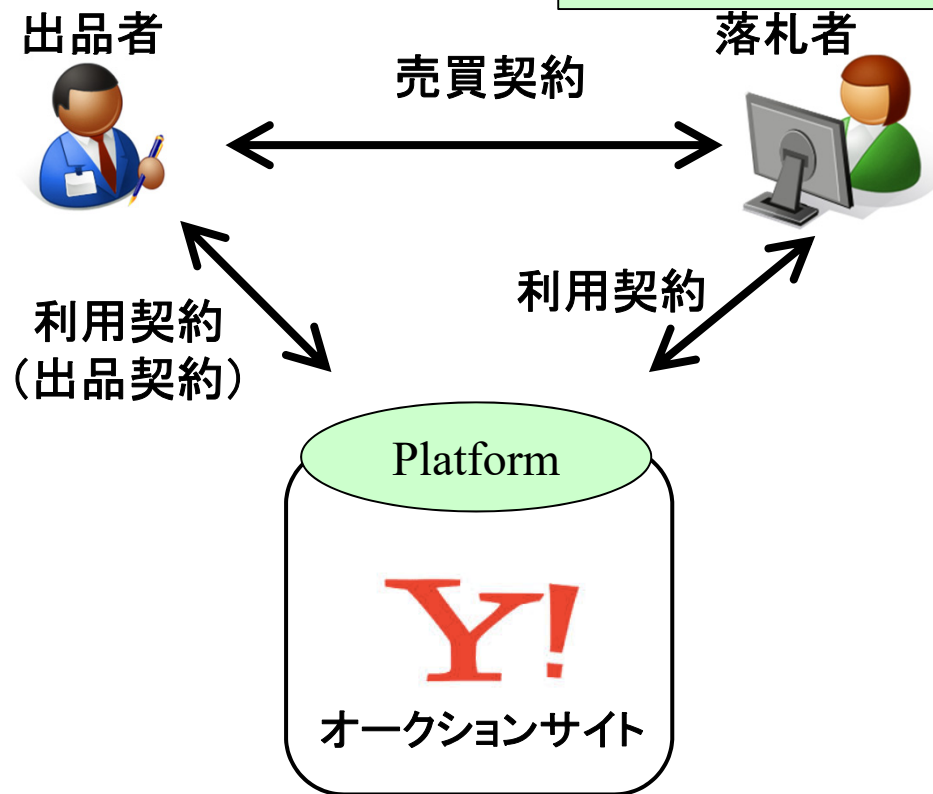
利用規約では、「店舗の行為について責任を負いません」



しかし、裁判所は、オークションサイトがユーザーに対して「欠陥のないシステム」を構築してサービスを提供すべき義務を負っている、として安全なサービス提供の義務を肯定。

CtoCオークションの裁判例－対ユーザー②

名古屋地判H20.3.28、名古屋高判H20.11.11、最決H21.10.27



問題は、安全なサービス提供義務の具体的内容…



原告は、以下の義務を主張：

- ① 詐欺横行時におけるユーザーに対する注意喚起の義務
- ② 出品者の信頼性評価システムの導入義務
- ③ 出品者情報の提供・開示義務
- ④ エスクロー義務化義務
- ⑤ 補償制度充実の義務。

「被告が負う欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務の具体的内容は、そのサービス提供当時におけるインターネットオークションを巡る社会情勢，関連法規，システムの技術水準，システムの構築及び維持管理に要する費用，システム導入による効果，システム利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべきである。」（地裁判決より）

CtoCオークションの裁判例－対ユーザー③

名古屋地判H20.3.28、名古屋高判H20.11.11、最決H21.10.27

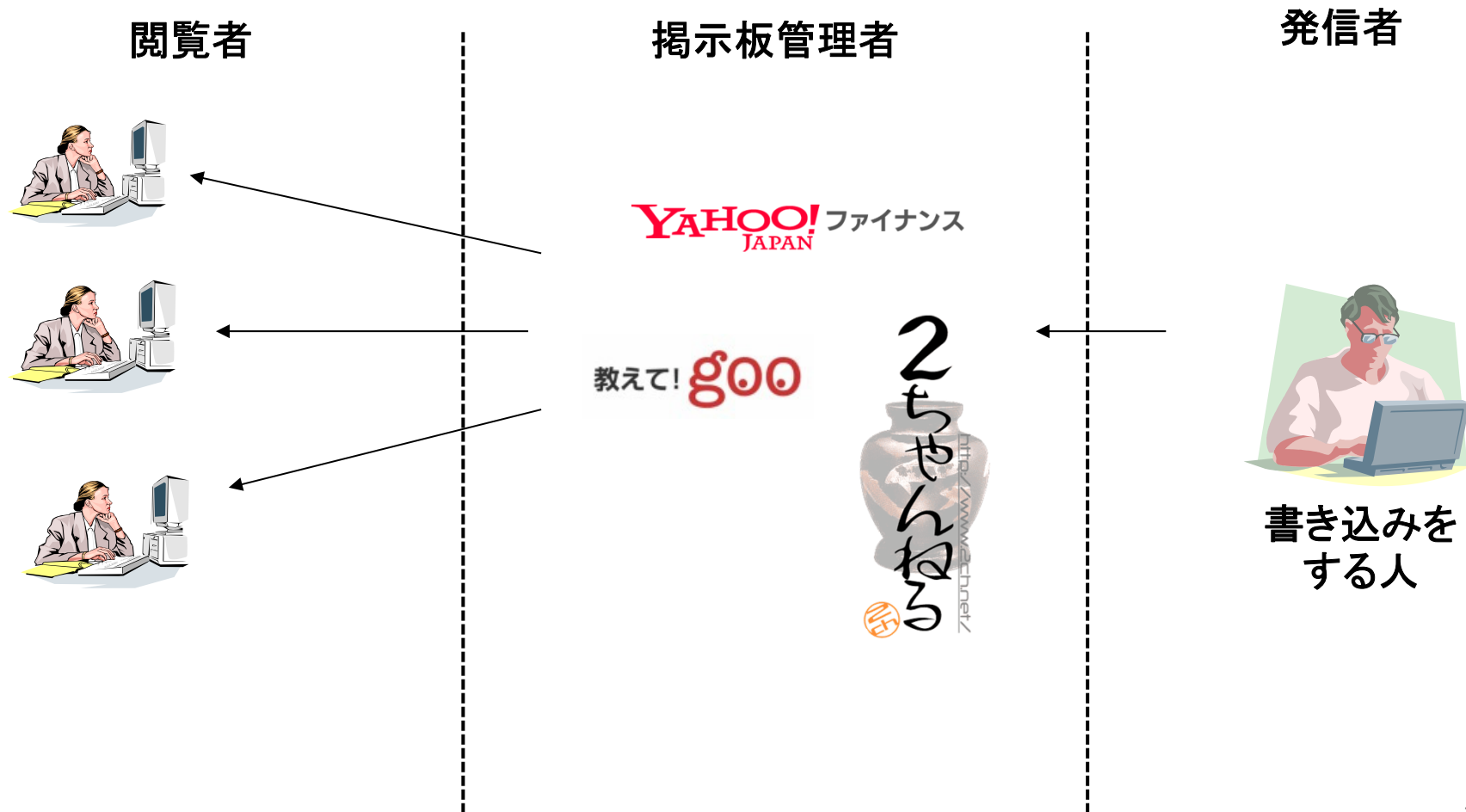
義務の内容	裁判所の判断	
	義務の有無	義務違反
注意喚起	あり	なし
信頼性評価システム導入	なし	—
出品者情報の開示	なし	—
エスクロー義務化	なし	—
補償制度充実	なし	—

ポイント:

1. 安全なサービス提供義務の内容は具体的な状況(詐欺の横行)に応じて決まる。
2. 裁判所は、事業者の事業運営上の事情(費用がかかる等)について配慮している



掲示板における情報の流れ



プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

総務省作成資料

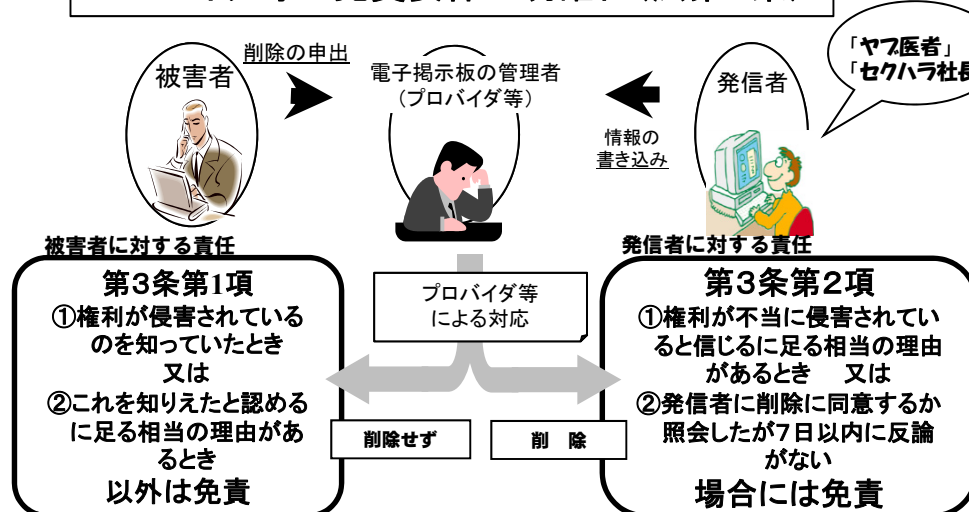
インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある**。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

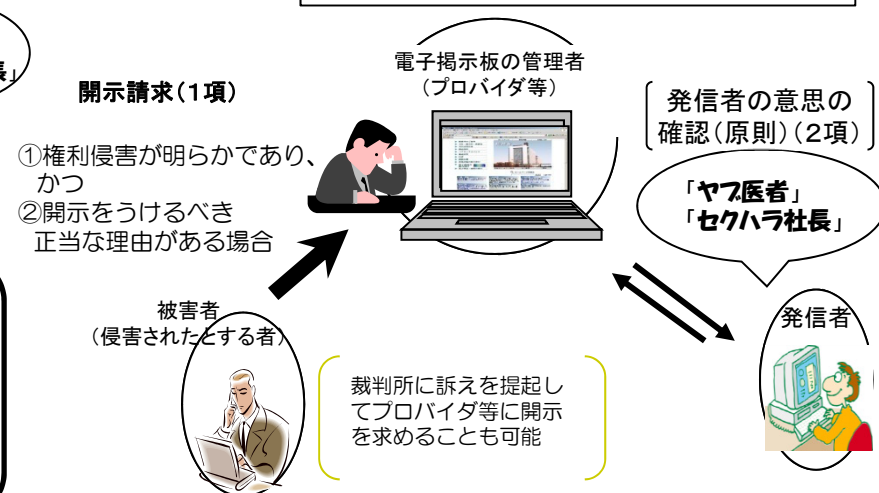
➡ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)

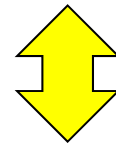


発信者情報開示請求(法第4条)



DeNA キュレーションメディア問題

キュレーターとは:「欧米の美術館において、作品収集や展覧会企画という中枢的な仕事に従事する専門職員。学芸員よりも専門性と権限が強い」
【大辞林】



キュレーションサイト＝まとめサイト(単なる)？

- 本来、特定の問題についての専門情報の提供を目指していたはずだが・・
- 問題の中心は、①コピー、②写真等の無断使用、③不正確な医療・健康情報
- ①、②は著作権侵害、③は、薬機法、医療法、健康増進法などの違反のおそれ

DeNA キュレーションメディア問題

第三者委員会報告書

【プラットフォームかメディアか】

- lemo社およびペロリ社を買収した際に、iemoやMeryを「プラットフォーム」とすることを議論しているが、そこでいう「プラットフォーム」の意味は、「一般ユーザーが記事を投稿する場」であり、それゆえにプロ責法により、基本的に、DeNAが、プラットフォームに投稿された記事について責任を負うことはないことを意識していた。
- これに対して「メディア」とは、「自らが情報発信者となること」、又は「情報発信者となる事業」を意味し、そこに投稿された記事について、DeNAがプロ責法により責任を免れることはないという意味で用いることとする。

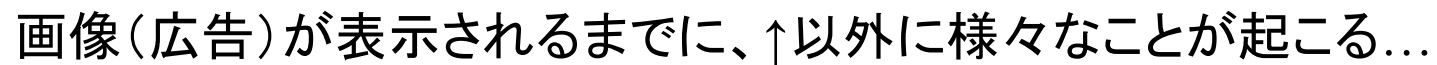
DeNA キュレーションメディア問題

第三者委員会報告書

【プラットフォームかメディアか】

- 買収によって運営するようになったサイトとその後の内製7サイトは、一般ユーザー投稿機能を備えており、プラットフォームの部分があったことは間違いない。
- しかし一般ユーザーの投稿の割合は、全記事の5%～10数%。
- その他の記事は、サイト運営者であるDeNAが様々な形で作成プロセスに関わっていた。その部分については、メディアと評価すべき。
- プロ責法の適用があるかのような対外対応は、不適切であった。

A pink background with a white box containing the text '画像' (Image) and a dashed red circle around it. To the left, the text '○×スポーツ' (Sports) and 'web' are visible, along with several rows of dots.



インターネット広告ビジネスの仕組み

画像(広告)が表示されるまでに起こること



広告事業者サーバ
= 媒体側代理人



この枠買いたい人!
40代男性、所在地港区、ランニングシューズの検索履歴、旅行好き

広告事業者サーバ
= 広告主側代理人

1.5円



2円



2.5円



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

[> 本文へ](#) [> サイトマップ](#)

[ENGLISH](#)

文字サイズ変更 [標準](#) [大きめ](#)



検索

[ホーム](#) [委員会の概要](#) [個人情報保護法について](#) [マイナンバーについて](#) [委員会の活動](#) [お知らせ](#) [お問合せ・申請](#)

個人情報保護委員会 > お知らせ > 報道発表 > 平成30年度 > 個人情報の保護に関する法律に基づく指導について

平成30年10月22日
個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律に基づく指導について

個人情報保護委員会は、平成30年10月22日付けで、フェイスブックインクに対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第41条及び第75条の規定に基づき、次のとおり指導を行いましたので、お知らせします。

1. フェイスブック社が提供する「いいね！」ボタンが設置されているウェブサイトを開覧した場合、ボタンを押さなくてもユーザーIDやアクセス履歴等の情報がフェイスブック社に送信されてしまう事案や、性格診断アプリにより取得した個人情報の一部がコンサルティング会社に不正に提供されていた事案が生じたことに対し、ユーザーへの分かりやすい説明や本人からの同意の取得の徹底及び同社がプラットフォームとしての責任を認識し、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視を徹底すること等を求めた。

お知らせ

■ 報道発表

- [> 平成30年度](#)
- [> 平成29年度](#)
- [> 平成28年度](#)
- [> 平成27年度](#)
- [> 平成26年度](#)
- [> 平成25年度](#)

■ 意見募集

■ 調達情報

■ 採用情報

プラットフォームの法的責任



マッチング型

➤ 私法

- ✓ 対参加利用者
- ✓ 対第三者

➤ 公法

- ✓ 業法の規制
 - ・ 規制緩和の議論
- ✓ 広告規制
- ✓ 独禁法



非マッチング型

➤ 私法

- ✓ サービスに関する責任：
 - ・ 違法情報媒介責任(民事)
- ✓ 広告に関する責任
 - ・ プライバシー

➤ 公法

- ✓ 業法の規制
- ✓ 広告規制
- ✓ 違法情報媒介責任(刑事)
- ✓ 個人情報保護
- ✓ 通信の秘密
- ✓ 独禁法

政府における近時の検討と守備範囲



プラットフォーム規制に関する政府の検討状況

開始はすべてH30の4月以降。現在も開催中

関係省庁	研究会名称	主たる関心事
総務省、経産省、公正取引委員会	デジタルプラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会	マッチング型、非マッチング型における公正競争
総務省	プラットフォームサービスに関する研究会	非マッチング型におけるプライバシー保護、通秘
消費者委員会	オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会	ECにおける消費者保護
経済産業省	Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会【スマートコマース小委員会】	規制緩和論、ECにおける消費者保護

終了

終了

三省合同

座長：泉水文雄教授



【三省合同】デジタル・プラットフォーム検討会

- ❑ マッチング型、非マッチング型を対象とするが、メインは前者
- ❑ 規制色が強いこともあり、広く報道されている。
- ❑ 公正競争が中心的課題。プラットフォームvs参加提供者、プラットフォーム間。
- ❑ 成果物「中間論点整理」を12月12日に公表(概要も)
- ❑ 本年2月の会合で、2つのWGを設置
 - ❑ 透明性・公正性確保等に向けたWG
 - ❑ データの移転・開放等の在り方に関するWG

総務省

座長：穴戸常寿教授



【総務省】プラットフォームサービス研究会

- 唯一、非マッチング型に焦点をおくもの。
- 検討アジェンダ案を公表されており、それに対する意見募集を行っている。
- 電気通信事業法の改正も視野に入れている。
- トラストサービスも検討範囲に入っている。
- 成果物として中間報告書(案)が公表されている(内容はこれで確定し(案)は取る予定)。

在り方専門調査会

座長：中田邦博教授



【消費者委員会】在り方専門調査会

- 主として、マッチング型のBtoC（モール）、CtoC（オークション、メルカリ）を対象にしている。
- 消費者問題として、非マッチング型のプライバシー問題をどの程度扱うかについては、議論あり。
- 専門調査会報告書を公表予定（座長一任で終了）。

スマートコマース小委員会

座長：柳川範之教授



【経産省】スマートコマース小委員会

- マatching型が中心
- CtoC市場ができたこととデータの利活用が進んだことに注目し、その両者についての対応を検討している。
- 若干、プラットフォーム問題とは離れるが複数の規制緩和テーマを検討している。
- 成果物として中間整理が公表されている。

プラットフォームの法的責任

👉 マッチング型

➤ 私法

- ✓ 対参加利用者
- ✓ 対第三者

消費者委員会

➤ 公法

- ✓ 業法の規制
 - ・ 規制緩和の議論
- ✓ 広告規制

- ✓ 独禁法

👉 非マッチング型

➤ 私法

- ✓ サービスに関する責任:
 - ・ 違法情報媒介責任(民事)
- ✓ 広告に関する責任
 - ・ プライバシー

➤ 公法

- ✓ 業法の規制
- ✓ 広告規制
- ✓ 違法情報媒介責任(刑事)
- ✓ 個人情報保護
- ✓ 通信の秘密
- ✓ 独禁法

総務省

三省合同

総務省プラットフォームサービス検討会 中間報告書の概要



中間報告書案の目次

- 第1章 プラットフォームサービスの拡大に伴う利用者情報の取扱いの確保等に係る検討の背景
- 第2章 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状
 - 第1節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る法制度等の現状
 - 第2節 IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状
 - 第3節 欧米等における利用者情報の保護等を巡る動き
- 第3章 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性
 - 第1節 基本的視点(利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランス)
 - 第2節 各検討項目に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性
- 第4章 トラストサービスに関する主な検討事項
 - 第1節 トラストサービスの必要性
 - 第2節 欧州におけるトラストサービスの動向
 - 第3節 トラストサービスの在り方の検討における基本的視点
 - 第4節 トラストサービスの在り方の検討事項
- 第5章 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応
- 第6章 今後の検討の進め方



中間報告書案の目次

第3章

プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの
確保

第1節

基本的視点（利活用と保護のバランス）

第2節

政策対応上の**主要論点と基本的方向性**

第1節 基本的視点

- ① プラットフォームサービスは新たなサービスの創出を促し、イノベーションを促進するための社会基盤として今後更に重要な役割を果たしていくと考えられることから、利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保を図ることにより、プラットフォーム機能によるユーザの便益の最適化が図られること
- ② 一方で、プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保すること
- ③ 自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること



第2節 各検討項目の 主要論点と基本的方向性

主要論点：

1. 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応
2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合の進展に対応
3. プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策
4. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

1. 利用者情報のグローバルな流通の進展

論点

- 利用者情報、特に通信の秘密については、電気通信事業法に通信の秘密の保護規定(第4条ほか)を設けることによって、その適切な取扱いの確保を図っている。
- 国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有せずにサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対するこれらの規律の適用の在り方が論点

1. 利用者情報のグローバルな流通の進展

方向性

- 憲法において通信の秘密を保護する意義がプライバシーの保護にとどまらず、国民の表現の自由や知る権利を保障すること、国民の通信の自由を確保することにある点に鑑みると、提供主体が国内か国外かを問わず国民の通信の秘密を保護することが憲法上の要請に適う
- 提供主体が国内か国外かに関わらず等しく利用者情報及び通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律を適用することにより、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当
- イコールフットINGを図る観点も
- 通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うとともに、併せてガイドラインの適用の在り方についても整理することが適当

2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの 連携・融合の進展

論点

- 既存のスタイルに囚われない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業や**連携・融合が進み、市場環境が一変すること**も想定される。ことから、**利用者情報の適切な取扱いの確保を図るため、現行のガイドラインの適用対象**や適切な取扱いの在り方**の見直しが論点**
- 条文が不明確なため、利用者情報のサービス・ビジネスへの活用が十分に図られないケースなどもあり得ることから、**法律やガイドラインの適用関係の明確化が必要**
- **端末IDやクッキーなどの端末識別情報**は、プロファイリングや行動ターゲティングなどに活用されるが、これを取得・活用する行為が**通信の秘密・プライバシー保護との関係で如何に整理されるかが論点**

2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの 連携・融合の進展

論点

(つづき)

- 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展は、通信ネットワークレイヤとプラットフォームレイヤの両レイヤにおけるドミナント性を強めることとなり、結果として利用者にサービスの選択肢が与えられないなどの懸念が生じ得るのみならず、市場における公正競争が阻害されるなど**電気通信分野の市場環境にも多大な影響が及ぶ可能性があり、これへの対応の在り方も論点**

2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの 連携・融合の進展

方向性

- 新たなサービスの提供に伴って取得・活用される利用者情報の適切な取扱いを確保することが必要であることから、まずはガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインをこれらのサービスに適用できるようにすることが**適当**
- ガイドラインの適用関係等の明確化に関して、端末情報を行動ターゲティングのために利用する手法としては、**サードパーティクッキー等の仕組み**があり、現状では、これらが**一律に電気通信事業者の取扱中に係らない行為**とは言いきれないが、今後更に技術的特性や利用実態の把握を行い、明確化を図っていくことが**適当**である。

2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの 連携・融合の進展

方向性

(つづき)

- 利用者の端末情報が、OS事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者等によって、利用者の意思に反して取得・活用されているとすると、通信の秘密の対象であるか否かに関わらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところ、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、**eプライバシー規則(案)の議論も参考にしつつ、今後引き続き検討が必要**
- なお、M2M(Machine-to-Machine)通信の中には利用者のプライバシーに直接に関わらないものもあり得るところ、**M2M通信への通信の秘密に係る規律の適用の在り方についても検討することが適当**

2. 電気通信サービスとプラットフォームサービスの 連携・融合の進展

方向性

□ このほか...として意見紹介などを行っている。

- 通信の秘密に係る情報の取得・活用・外部提供が許容されるケースを法律に明記するなどすべきとの意見
- 通信の秘密に係る情報の活用にあたっては、従来原則として利用者の「個別具体的かつ明確な同意」の取得が求められるとの整理がなされているところ、いわゆる「同意疲れ」が課題となっていることから、同意取得の在り方についても見直しが必要との意見
- 今後の通信ネットワークの仮想化に伴う電気通信設備（ハード）と機能（ソフト）の分離の進展も見据えつつ、従来ドミナント規制が主として対象としてきた通信ネットワークレイヤに限定することなく、レイヤを超えた支配力の行使に適切に対応できる規律の在り方について、電気通信分野の市場環境の変化に応じた適切な規律を確保する観点から、今後引き続き検討することが適当

3. プラットフォーム事業者による規律に従った取扱いを確保するための方策

論点

- 国外のプラットフォーム事業者に対する法律の執行を担保するための方策としては、例えば、**国際的な執行協力**やGDPRに見られるように**域内に代理人を設置する方法**などが考えられる。また、法律の執行の担保を前提として、これを補完するものとして**事業者による自主的な取組と合わせた共同規制的なアプローチ**も考えられる。
- 我が国の利用者が、事業者がどのように利用者情報を取り扱っているか等についての的確に理解・把握して、安心してサービスを利用できるようにするため、これら**事業者による利用者情報の取扱いに係る透明性をいかに確保するか**についても論点となる。
- 国外のプラットフォーム事業者が提供するサービスに係る利用者情報の取扱いに関し、我が国の利用者からの問合せに応じる窓口が分かりづらい、日本語では対応しないなどの事例もあり、利用者情報の管理態勢・苦情相談態勢の在り方も論点

3. プラットフォーム事業者による規律に従った取扱いを確保するための方策

方向性

- まずは我が国の法律の執行をより確実に担保できるようにすることに検討の力点を置いて、eプライバシー規則(案)の議論の動向等も踏まえつつ検討を深めていくことが適当
- その際留意すべきことは、個々のプラットフォームサービスによってビジネスモデルが異なり、取り扱う利用者情報も、また、利用者情報の活用の仕方もまちまちであるという点
- サービスによっては、また、事業者によっては、サービスの魅力を高める一環として自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするという面もある

3. プラットフォーム事業者による規律に従った取扱い を確保するための方策

方向性

(つづき)

- 法律の執行を確実に担保するための方策を講じるとともに、これを補完するものとして国内外のプラットフォーム事業者、電気通信事業者など関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促すことで、機動的かつ効果的に履行の確保を図り、その履行状況をモニタリングするという共同規制的なアプローチを適切に機能させることが望ましく、今後その具体的な方策についても検討を深めることが適当
- 自主的な取組として利用者からの問合せに応じる窓口を始めとする苦情相談態勢についても、充実した対応が求められる。

4. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和

論点

- EUでは、通信の秘密等の適用対象を従来の通信サービスに加え、ウェブメールやSNSなどのOTTの通信サービス(Over-the-Top communications services)に適用を拡大するeプライバシー規則(案)の策定作業が進められ、米国においても、カリフォルニア州ではCaCPAが成立し、また、包括的な連邦法を指向する動きが見られる。**こうした諸外国のプライバシー保護の潮流との制度的調和の確保が論点**

4. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和

方向性

- 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和を図ることなく**規律のレベルを乖離させると、国内事業者の競争力低下や国内事業者による利用者情報の取扱いが不十分となる。**
- 電気通信事業法における通信の秘密の保護規定の法目的や趣旨は維持しつつ、これら諸外国の動向を引き続きフォローし、電気通信分野における通信の秘密及びプライバシーの保護に係る規律についての国際的な調和（ハーモナイゼーション）を図っていくことが適当

ご清聴ありがとうございました
